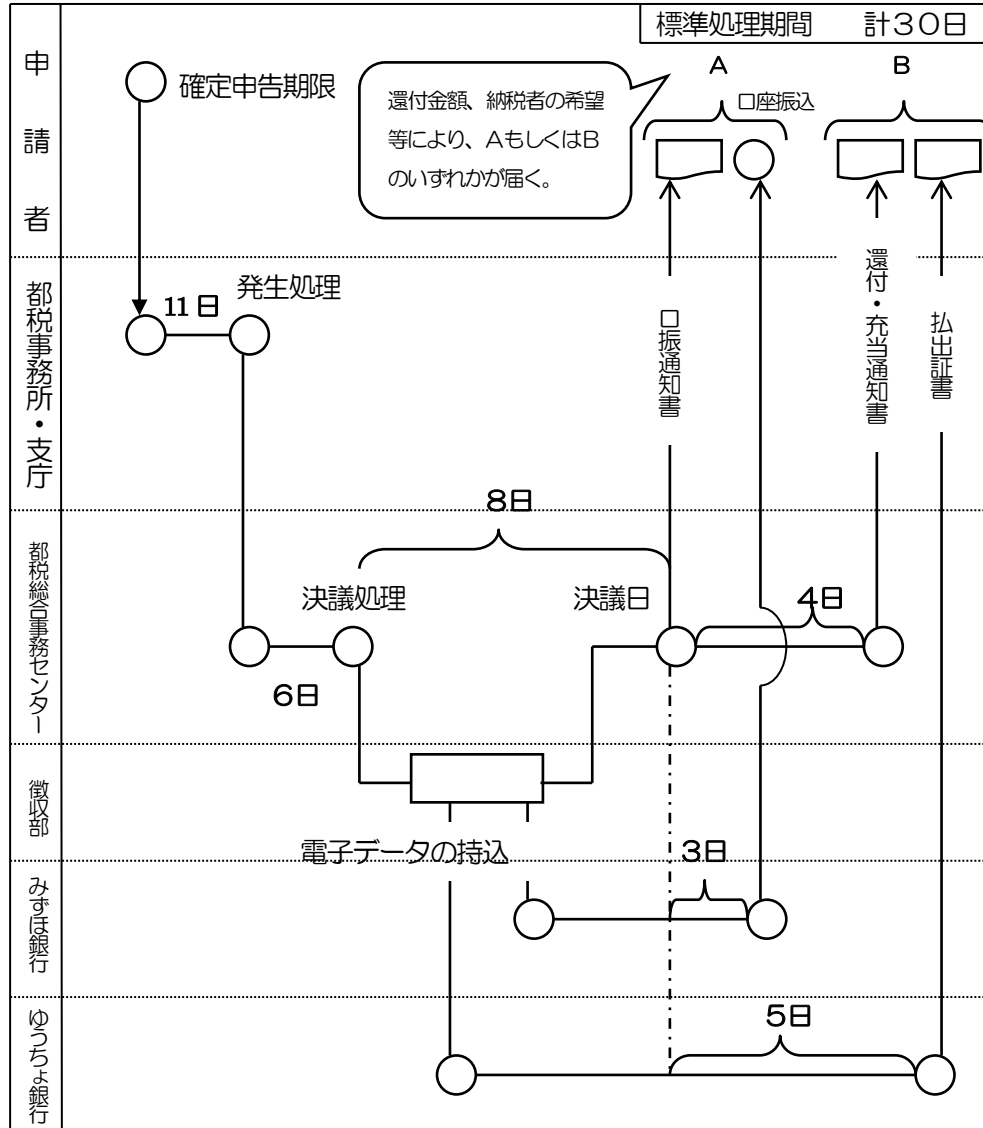


事務処理フロー図

事務名 法人住民税又は事業税に係る中間納付金額の還付事務
《事務処理フロー図》

作成部署 主税局徴収部徴収指導課収入管理指導班 電話 5388-2984
《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	確定申告期限	決算終了後、都税事務所に申告書を提出する期限のこと。
2	発生処理	都税事務所で過誤納金の発生確認を行う。
3	決議処理	TACSSによる、還付指示入力を行う。
4	電子データの持込	決議処理情報を都庁内郵便局、みずほ銀行に持ち込み、口座振込、振替払出証書作成を依頼する。
5	決議日	決議処理を行った還付金の決議日。
6	口座振替通知書	口座振込みによる還付金について、内容・金額を還付受領権者に通知する。
7	口座振替による還付	還付金を還付受領権者が指定した銀行口座に振り込む。
8	還付(充当)通知書	振替払出証書による還付金について、内容・金額等を還付受領権者に通知する。
9	充当通知書	還付金を全額、未納の徴収金に充当したことを還付受領権者に通知する。
10	郵便振替払出証書	ゆうちょ銀行の営業所又は郵便局で換金する振替払出証書(5万円以下)を還付受領権者に、ゆうちょ銀行から発送する。